

平成20年度政策の実績評価(政策手段シート)

政策分野

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
①	望ましい林業構造の確立	林業・木材産業等振興事業費補助金	- 新規林業就業者の確保・育成 - 施業等の集約化の推進により経営規模の拡大に取り組む林業事業体等の育成・確保	8,309	- 新規就業者の確保・育成を図るため、緑の雇用担い手対策事業により、森林整備の担い手として必要な専門的技能・技術を習得させる実地研修等を実施した。 研修終了者の定着率 H18:96% H19:97% H20値は21年6月下旬に取りまとめ予定。 緑の雇用による新規就業者数 H18:832人 H19:1,057人 H20値は21年6月下旬に取りまとめ予定。 - 施業集約化・供給情報集積事業により、森林組合等林業事業体が森林所有者に対して、施業内容、収支等を明らかにして行う提案型施業の普及・定着化を推進した。 長期経営・施業受託を行っている森林組合数(指標(4)参考データ) H17:170組合 H18:325組合 H19:383組合 H20値は22年3月下旬に取りまとめ予定。
		林業・木材産業等振興事業費補助金のうち森林保全支援事業	経営改善のための計画を作成する林業者への支援を行うために経営の専門家による助言等を行う事業	6	経営に関する相談を2件受け、うち経営の改善の策定に対する助言を1件行った。
		森林・林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立	作業道の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上に資する施設整備等	9,692 の内数	生産性の向上を図るために作業道等の整備と高性能林業機械の導入を実施した。 指標(2)高性能林業機械の普及台数 H17:2,909台 H18:3,209台 H19:3,474台

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		森林・林業・木材産業づくり交付金のうち 市町村直接交付モデル整備		9,692 の内数	川上・川下の連携強化を図る木材の安定供給及び間伐の推進を図るとともに地域のニーズに機動的に対応するため、国から市町村への直接交付を実施した。 H20:11百万円(見込値)、 H20値は21年6月中旬取りまとめ予定。
		林業・木材産業等振興地方公共団体事業費補助金	新たに林業に就業しようとする者に対する資金の貸付	5	新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を図るため、就業準備に必要な資金の貸付を実施した。 貸付額 H18:34百万円 H19:30百万円 H20値は21年5月下旬取りまとめ予定。
		林業・木材産業等振興調査等委託費のうち 林業労働災害防止フロンティア事業費	林業労働災害防止機械器具等の開発改良	27	労働災害を防止するための最新の技術等を取り入れた機械・器具等の開発・改良を実施した。 労働災害件数 H18:1,972人 H19:2,080人 H20:1,858人(見込値)
		森林・林業・木材産業づくり交付金のうち 林業担い手等の育成確保	・リーダーとなる林業就業者の育成 ・林業労働災害防止のためのセミナー等の実施	9,692 の内数	林業就業者の確保・育成を図るため、リーダーとなる林業就業者の養成、林業労働災害防止のためのセミナー等を実施した。 労働災害件数 H18:1,972人 H19:2,080人 H20:1,858人(見込値)
		林業・木材産業等振興事業費補助金のうち 特用林産物消費・流通総合支援対策事業費	・特用林産物の需要拡大を図るための全国規模でのPR活動や大消費地でのフェアの開催等の実施	74	全国規模でのPR活動や特用林産物フェア等需要拡大に向けた取組を実施した。 きのこ類の生産量 H18:42.5万トン H19:44.5万トン H20値は21年8月中旬取りまとめ予定。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		森林・林業・木材産業づくり交付金のうち 特用林産の振興	・特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備	9,692 の内数	きのこ生産施設等を整備した。 きのこ類の生産量 H18:42.5万トン H19:44.5万トン H20値は21年8月中旬取りまとめ予定。
		林業普及指導事業交付金	森林法第195条第1項に基づく、都道府県に対する林業普及指導事業交付金の交付	520	林業普及指導事業を通じて、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及を行うとともに、林業研究グループの地域活動に対する支援等を行った。 (平成20年度実績値は、平成21年度取りまとめ予定。) (参考:平成19年度の実績値9日)
		林業・木材産業等振興事業費補助金のうち 林業後継者活動支援事業費、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費	林業後継者の育成・確保を図るための活動等の推進	180	
		林業・木材産業等振興調査等委託費のうち 森林整備効率化支援機械開発事業費	多様な形態の森林整備や作業システムに対応し得るような高性能林業機械の開発・改良を行う	123	クローラ式運材トラックの改良、大径木対応型ハーベスタの開発等5項目の機械の開発・改良、大径木に対応した集材機に関する技術的調査を行った。
		林業・木材産業等振興事業費補助金のうち 低コスト作業システム構築事業費	森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、実証及び普及を行う	202	全国に12箇所モデル林を設定するとともに、OJT研修の実施、地域に適した作業システムについて現地検討を行った。
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち 地域間交流拠点の整備等	地域資源である森林空間を総合的に利用し、都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設等の整備を推進	30,546 の内数	平成20年度に474計画を決定し、また、平成19年度に決定した継続中の161計画との合計635計画において、計画主体が自ら定めた活性化計画の目標達成に向けて、計画的かつ効果的に事業を実施した。
		農林漁業金融公庫補給金	長期・低利資金の融通に伴って生ずる調達・貸付の金利差等を補てんすることにより、公庫資金の円滑な融通を確保	16,493の 内数	平成20年度の実績は、136億円を交付。
		株式会社日本政策金融公庫補給金	長期・低利資金の融通に伴って生ずる政策コスト(調達金利と貸付金利との金利差等)を補てんすることにより、公庫資金の円滑な融通を確保	19,997の 内数	当補給金は平成20年度に創設。 なお、平成20年度の実績は、20年6月頃に取りまとめる予定。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		危機対応円滑化業務補助金	株式会社日本政策金融公庫に対し、民間金融機関の危機対応業務を円滑に行い得るよう、危機対応円滑化業務に必要な経費を補助	30の内数	平成20年度の実績は、21年7月頃に取りまとめる予定。
		株式会社日本政策金融公庫出資金	担い手を育成確保するため担い手が必要とする運転資金を民間金融機関から円滑に供給するために行う証券化支援業務、及び大規模な災害等による被害に対処するために必要な金融が民間金融機関から迅速かつ円滑になされるように行う危機対応円滑化業務(損害担保)に要する資金の出資	636の内数	平成20年度の実績は、636百万円を出資。
		日本政策金融公庫資金	林業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金の貸付 特用林産物の生産等施設の取得にかかる資金の貸付	貸付計画額 26,660 の内数	造林等に必要な資金の貸し付けを行った。 (平成20年度実績は、平成21年7月末頃に取りまとめ予定。) なお、平成19年度の実績は、1,378件貸付。 林産物の生産等に必要な資金の貸し付けを行った。 (平成20年度実績は、平成21年7月末頃に取りまとめ予定。) なお、平成19年度の実績は、11件貸付。
		林業・木材産業改善資金	林業・木材産業経営の改善及び林業従事者の福祉向上のための中・短期の無利子資金の貸付 (目標②)	貸付枠 10,000 の内数	林業者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し、都道府県から貸し付けを行った。 (平成20年度実績値は、平成21年7月下旬取りまとめ予定。) (参考)平成19年度実績 貸付件数:313件 貸付額29億円
		農林漁業信用基金出資金のうち 木材産業等高度化推進資金 (林業経営基盤強化法)	木材の生産又は流通を担う事業者が行う事業の合理化及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置 (目標②)	融資枠 126,800	事業合理化を推進するために必要な資金を低利で融通する措置を行った。 (平成20年度の実績値は平成21年8月下旬取りまとめ予定。) (参考)平成19年度実績 貸付件数:2,053件、 貸付額:482億円

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		森林保険特別会計 森林保険費等歳出費	森林所有者等からの保険料によって運営されている森林国営保険において、被災した契約森林に対して保険金等を支払う	2,676	平成20年度は、森林の災害に対し、〇〇億円程度(見込値)の保険金の支払を行った。(平成20年度見込値は、平成21年4月下旬取りまとめ予定。実績値は、平成21年9月上旬取りまとめ予定。)
		林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	・都道府県知事による林業経営改善計画の認定 ・森林の所有権の移転や施業等のあっせん等	—	林業経営改善計画の新規認定者数 H18:15件 H19:13件 H20値は21年6月下旬取りまとめ予定。
		入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	入会林野又は旧慣使用林野である土地に係る権利関係の近代化を助長し、農林業上の利用の増進を図る	—	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等への明確化を行った。
		森林法(普及指導事業制度)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業	—	林業普及指導事業を通じて、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及を行うとともに、林業研究グループの地域活動に対する支援等を行った。 (平成20年度実績値は、平成21年度取りまとめ予定) (参考:平成19年度の実績値9日)
		林業・木材産業改善資金助成法	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進 (②)	—	本法に基づき、47都道府県において、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進するため、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施した。
		森林組合法	森林所有者の協同組織の発展を促進し、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る	—	社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から「信託法整備法」が整備され、これにより森林組合法についても、信託法との適用関係について見直す(新信託法では、受託者が信託財産の抵当権を取得することが規定されたことにより、森林組合法の抵当権特例を削除等)など一部を改正。
		林業労働力の確保の促進に関する法律	・国による林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定 ・都道府県による林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定 ・林業労働力確保支援センターによる高性能林業機械の貸付等	—	林業労働力の確保に関する政策の基本的な方向等を明らかにするため、平成8年に国の基本方針を定めている。 また、全都道府県において基本計画が策定されている。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		森林国営保険法	森林国営保険法に基づく森林国営保険の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てんを行う	—	本法に基づき、平成20年度において、森林の災害に対し、〇〇件程度(見込値)の損失補てんを行った。 (実績値は平成21年9月上旬取りまとめ予定。)
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち林業経営関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	—	平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進した。
		農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条の3、第65条の5、第68条の76]	・森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のための土地を譲渡した場合の特例控除 ・林業経営基盤強化法に基づき知事のあっせんにより林地を譲渡した場合の特別控除	—	森林組合等のあっせんによる林地保有の合理化のための土地の譲渡に対し、特別控除を適用。 H18:78件、減税額19百万円 H19:61件、減税額19百万円 H20値は21年8月下旬取りまとめ予定。
		中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特例控除 [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11]	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者等に限る。)	—	森林組合等が機械等を取得した場合等に特別償却又は特別控除を適用。 H18:39件、減税額31百万円 H19:31件、減税額22百万円 H20値は21年8月下旬取りまとめ予定。
		山林所得の概算経費控除 [所得税:措法第30条]	山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入(収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる	—	山林所得の金額の計算において、簡便な方法により必要経費が算出された。
		中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税:措法第57条の10、第68条の59]	貸倒引当金の繰越限度額を法定繰入額の16%増しとすることができる	—	森林組合等の貸倒引当金の繰入限度額について、特例を適用。 H18:639件、減税額20百万円 H19:593件、減税額17百万円 H20値は21年8月下旬取りまとめ予定。
		漁業協同組合等の留保所得の特例控除 [法人税:措法第61条]	原則として留保所得の32%相当額を損金算入	—	森林組合等の留保所得について、特別控除を適用。 H18:72件、減税額2百万円 H19:69件、減税額2百万円 H20値は21年8月下旬取りまとめ予定。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 [法人税:措法第68条の2]	農協等が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とする	—	合併により設立した森林組合数 H18:34組合 H19:24組合、減税額16百万円 H20値は21年8月下旬取りまとめ予定。
		信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条の3第2項]	農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登録等についての税率の軽減 (4/1,000→1/1,000)	—	平成20年度実績は、平成21年9月頃に取りまとめ予定。 (参考)平成19年度実績 件数:23件 減税額:3,902千円
		入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき土地を取得した場合の減額 [不動産取得税:地法附則第11条の4第3項]	入会林野整備計画等の対象の土地(20ha以上)を取得し3年以上計画に適合する利用をしたときは、所定の算式による金額を控除	—	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づく不動産取得税の減額措置により、入会林野等の整備が促進され、権利関係の近代化が図られた。
		特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税:措法第69条の5]	相続又は遺贈により取得した森林施業計画対象山林について、引き続き森林施業計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林施業計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする	—	相続後も森林施業が継続された。 減税額52百万円(見込値)
②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	森林・林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進	・木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備 ・川上川下の連携の構築等	9,692 の内数	木材流通施設の近代化、林産物の生産・加工・通施設等43箇所を整備した。 地域材を利用した低コスト化や耐火性能の向上などを図る先駆的な公共施設や文部科学省との連携による環境に配慮した学校(エコスクール)等の学校関連施設等48箇所を整備した。 木質バイオマスを利用した木質ペレット製造施設や木質バイオマスエネルギー供給施設及び利用施設23箇所を整備した。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		林業・木材産業等振興事業費補助金のうち 木材安定供給体制整備事業費	・生産・加工・流通の合理化に係る設備導入、技術開発、普及啓発等を促進 ・民間団体が行う木材利用の推進に関する技術開発及び普及啓発等に対する支援 ・地域の安定した木材需給に向けた国内外の関係情報の収集等に対する支援 ・間伐を促進しつつ木質バイオマスを安定的に供給するモデルの構築	1,329	品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材工場等が導入した高性能製材設備やプレカット加工設備、木材乾燥設備など30件について、導入等のための借入金に対する利子助成やリースにより導入する場合のリース料に対する助成を実施した。需要者ニーズに的確に対応した品質の向上や物流の効率化を図るため、8事業体に対する技術指導や製品試験への支援、5地域での生産・物流拠点整備のための構想策定を行った。 地域材の新しい市場を開拓し、供給を拡大するため、地域材を使ったマンションの内装材等について21件の開発支援を行った。 地域の安定した木材需給に資するため、市況検討会(8回)の開催やモニターによる海外情報の収集等を行うと伴に、情報誌・ホームページ等で情報を提供した。また、品質、性能の明確な乾燥材の需要に対応するため、乾燥材提供者のデータを整備した。 木材輸出を促進するため、海外見本市(中国・韓国)への出展支援、海外セミナー(5回)、国内セミナー(2回)等を実施した。 木質バイオマスを総合的に利用するモデルの構築に向け、民間企業等から提案された新たな取組を12地域で推進した。
		林業・木材産業等振興事業費補助金のうち 持続可能な開発対策事業費	・地域材が幅広い層からの実需に結びつくようキャンペーン活動、フェアの開催等を実施 ・合法性等が証明された木材・木材製品の円滑な供給が可能となるよう業界団体による自主的取組を支援 ・違法伐採対策として木材生産国(インドネシア)において木材トレーサビリティ技術の現地実証を実施	309	地域材を利用する意義の浸透を図るためのシンポジウムを1回、ラジオシンポジウムを2回、エコ消費活動グループと連携した講習会等を1回開催するなど地域材利用に係る提案を実施した。 住宅建築・木材関係者、消費者向けセミナーを3回、住宅フェア等への出展を5回実施した。 2003年6月に日本とインドネシアとの間で署名・公表された、違法伐採対策のための協力に関するアクションプランに基づき、木材輸出国において導入が可能な二次元バーコードラベルによる木材トレーサビリティ技術の開発を実施した。
		林業・木材産業等振興調査等委託費のうち 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業費	林地残材や間伐材等、未利用森林資源活用のための、エネルギーやマテリアル利用に向けた製造システムの構築	1,200	林地残材や間伐材等、未利用森林資源活用のため、エタノールやナノカーボン等の製造システムを構築するための実証プラントの建設を行った。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		林業信用保証事業交付金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施	436	農林漁業信用基金の業務運営が円滑に実施された。 (平成20年度実績は、平成21年9月頃に取りまとめ予定。) (参考)平成19年度実績 保証件数:1,776件 保証引受額:39,756百万円
		販売事業に必要な経費	木材等林産物の販売	1,356	管理経営基本計画に即して284万m ³ の木材の販売を実施した。 (数値は20年12月末での見込値。実績値は21年7月下旬とりまとめ予定。)
		生産事業に必要な経費	素材(丸太)の生産	4,345	管理経営基本計画に即して187万m ³ の素材生産を実施した。 (数値は20年12月末での見込値。実績値は21年7月下旬とりまとめ予定。)
		林業・木材産業等振興事業費補助金のうち 木材新規用途開発促進事業費	新たな木材利用の技術開発の推進	80	リグノフェノール製造の低コスト高純度化のための研究及び施設整備、各種試験、評価分析を行った。平成20年度時点でのリグノフェノール1kg当たりの製造単価は当初目標の3500円を達成。
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち 地域間交流拠点の整備	姉妹都市等の提携等を行っている相手方の地域材を活用した公共施設及び条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の木造公共施設の整備等を推進	30,546 の内数	平成20年度に474計画を決定し、また、平成19年度に決定した継続中の161計画との合計635計画において、計画主体が自ら定めた活性化計画の目標達成に向けて、計画的かつ効果的に事業を実施した。
		木材の安定供給の確保に関する特別措置法	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、木材の安定供給の確保を図る	—	各都道府県が本法律に基づき、木材安定供給確保事業計画の認定を行っている。
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち木材関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	—	平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進した。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の2、第42条の5、第68条の10]	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除	—	本特例措置により、新エネルギー導入に資する設備の導入に際し、負担軽減となった。 なお、平成19年度における装置の導入実績は15件であった。(課税時期が翌年度となるため、平成20年度の減税実績の把握は平成21年度となる。)
		資源再生化設備等の特別償却 [所得税・法人税:措法第11条の6、第44条の6、第68条の26]	取得価格の14%の特別償却	—	本特例措置により、資源再生化に資する設備の導入に際し、負担軽減となった。 なお、平成19年度における装置の導入実績は15件であった。(課税時期が翌年度となるため、平成20年度の減税実績の把握は平成21年度となる。)
		住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 [所得税:措法第41条、第41条の2]	個人が、一定の住宅取得又は増改築等を行い、自己の居住の用に供した場合、当初10年間、入居年及び年末の住宅ローン残高から計算した一定の額を所得税から控除	—	本住宅ローン控除制度により木造住宅を含む住宅購入等に際し負担の軽減となった。 なお、住宅取得の初期負担の軽減を行ったところ、109万戸の住宅が着工された。
		廃棄物再生処理設備の固定資産税の課税標準の特例措置(廃木材破砕・再生処理装置) [固定資産税・都市計画税:地法附則第15条第15項]	廃棄物再生処理用設備を取得した場合の課税標準の軽減措置(3年間1/4控除)	—	地方税法附則 本特例措置により、資源の有効利用に資する装置の導入に際し、負担軽減となった。 平成19年度の減税実績は124件であった。(課税時期が翌年度となるため、平成20年度の減税実績の把握は平成21年度となる。)
		新築住宅を取得した場合の固定資産税の減額 [固定資産税・都市計画税:地法附則第15条の6]	一定の要件に該当する新築住宅に対する固定資産税の減額(3年間1/2減額)	—	本固定資産税の特例措置により、木造住宅を含む住宅購入等に際し負担の軽減となった。
		国の補助金又は交付金の交付を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例 [不動産取得税:地法附則第11条第1項(地法第73条の14第6項)]	木材産業の健全な発展等に資するため木材処理加工施設等の整備を促進	—	(課税標準の特例) H18:12件、減税額9百万円 H19:1件、減税額4百万円 H20値は21年8月下旬取りまとめ予定。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		集積区域における集積産業用資産の特別償却(木材・木製品製造業) [所得税・法人税:措法第11条の5、第44条の2、第68条の20]	機械・装置は取得価格の15%(構築物は8%)の特別償却	—	本特例措置により、「企業立地計画」に基づく新規企業立地を行った際の設備導入において負担軽減となった。
		特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の贈与税の特例 [贈与税:措法第70条の3、第70条の3の2]	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた際に、通常の相続時精算課税制度の非課税枠2,500万円に1,000万円を上乗せするとともに、65歳未満の者からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする	—	本特例措置により、木造住宅を含む住宅の取得又は増改築の負担の軽減となった。
		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70]	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例ができる	—	本特例措置により、収用等に伴う、代替資産の取得等に関して負担の軽減となった。
		交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条の2]	交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる	—	本特例措置により、交換処分等に伴い資産を取得する場合の負担の軽減となった。
		収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73]	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除できる	—	本特例措置により、保証金等で山林を取得する場合の負担の軽減となった。
		特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例措置 [所得税・法人税:措法第37条、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80]	収入金額が取得価額以下の場合には、収入金額の80%に相当する金額を超える部分に課税 収入金額が取得価額を超える場合には、取得価額の80%に相当する金額を超える部分に課税	—	本特例措置により、林業用の土地、建物、構築物等の買換え、又は交換した場合の負担の軽減となった。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [所得税:措法第64条の2、第68条の71]	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる	—	本特例措置により、収用、買取り又は交換により、林業用の土地又はその土地の建物の取得に関して負担の軽減となった。
その他		林業・木材産業等振興対策事業指導監督費	—	58	林業・木材産業等振興対策事業指導監督に必要な経費。